事　　案　　の　　公　　示

事案の種類　：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
公示番号　：近運自一公示第１７号

令和８年１１月２日
近畿運輸局

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案の概要	関係路線	備考
1	熊野御坊南海バス株式会社	対キロ区間制運賃 ：基準賃率　５２円９０銭　（旧平均４６円７３銭） （熊野４８円１０銭、御坊３８円２０銭） 初乗運賃　１７０円　（旧１５０円）	和歌山県有田川町、湯浅町、広川町、日高町、日高川町、美浜町、御坊市、印南町、田辺市、那智勝浦町、新宮市エリアの一般路線バス	局長権限 管轄支局 （和歌山）
2	江若交通株式会社	対キロ区間制運賃 ：基準賃率　６９円１０銭　（旧５６円６０銭） 初乗運賃　２８０円　（旧２１０円）	滋賀県大津市、高島市エリアの一般路線バス	局長権限 管轄支局 （滋賀）
3	龍神自動車株式会社	対キロ区間制運賃 ：基準賃率　６４円９５銭　（旧４５円２０銭） 初乗運賃　２２０円　（旧１５０円）	和歌山県田辺市、みなべ町、上富田町エリアの一般路線バス	局長権限 管轄支局 （和歌山）

【意見の聴取申請に関する事項】
本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送部門で提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

①　意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②　事案の種類及び公示番号
③　意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
④　意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の１０日前までに通知いたします。